

## ◀《患者負担》▶

① 医療機関の窓口では、「現行の老人保健制度と同様、かかった費用の1割（現役並み所得者の方は3割）」を医療機関の窓口に支払っていただきます。

窓口負担は、月ごとの上限額が設けられます。また、入院の場合、同一の医療機関の窓口で支払っていただく負担額は月ごとの上限額までとなります。

※ 3割負担となる現役並み所得者に該当するかどうかは、同一世帯の被保険者の所得と収入により判定します。

- 課税所得145万円以上、かつ、

- 収入 高齢者複数世帯 520万円以上、高齢者単身世帯 383万円以上

### (月ごとの負担の上限額)

	自己負担限度額 外来(個人ごと)	
① 現役並み所得者 (課税所得145万円以上)	44,400円	80,100円+1% (44,400円)
② 一般	12,000円	44,400円
③ 市町村民税非課税の世帯に属する方 (④以外の方)		24,600円
④ ③のうち、年金受給額80万円以下等の方	8,000円	15,000円

(注) ( )内の金額は、多数該当(過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当)の場合。

### (年ごとの負担の上限額)

高額医療・高額介護合算制度における自己負担限度額
67万円
56万円
31万円
19万円

③ 医療機関に入院された方については、現行の老人保健制度と同様、

- 療養病床以外の場合は、食費に関する負担として、1食ごとに標準負担額
- 療養病床の場合は、食費及び居住費に関する負担として、食費については1食ごとに、居住費については1日ごとに、標準負担額を負担していただきます。

### 食費・居住費の標準負担額

区分	
① 一般の方	(食費) 1食につき460円 (注) (居住費) 1日につき320円
② 市町村民税非課税の世帯に属する方等 (③)以外の方)	(食費) 1食につき210円 (居住費) 1日につき320円
③ ②のうち、年金受給額80万円以下等の方 (④以外の方)	(食費) 1食につき130円 (居住費) 1日につき320円
④ ②のうち、老齢福祉年金を受給している方	(食費) 1食につき100円 (居住費) 1日につき0円

(注) 管理栄養士又は栄養士により栄養管理が行われているなどの一定の要件を満たす保険医療機関の場合。それ以外の場合は420円となる。

## ◀《各種手続きや制度についての問合せ先》▶

○ 後期高齢者医療制度は、各都道府県の広域連合と市区町村とが連携して事務を行います。基本的な役割分担は以下のとおりです。

広域連合：被保険者証等の交付、保険料の決定、医療の給付

市区町村：各種届出の受付や被保険者証等の引き渡し等の窓口業務、保険料の徴収

○ 詳しくは、各都道府県の広域連合又は市区町村の窓口にお問い合わせください。



### 《新しい制度のポイント》

POINT 1

75歳以上の方、一人ひとりに被保険者証を交付します。

→詳しくは、「被保険者」のページ

POINT 3

高齢の方々にふさわしい医療を目指します。

新しい制度でも、74歳までの方々と変わらず、必要な医療を受けることができます。

特に、高齢の方々は、複数の病気にかかりたり、治療が長期にわたる傾向があるので、高齢者の暮らしに配慮した治療が行われるような仕組みを導入するとともに、在宅医療の充実や介護サービスとの連携強化など、高齢者の生活を支える医療を目指します。

POINT 2

保険料負担を公平にします。

高齢者の医療費を安定的に支えるため、現役世代と高齢の方々が負担能力に応じて公平に負担することが必要です。

また、これまで、高齢の方々の間で、加入する制度によって、保険料を負担する人と負担しない人があり、また、市町村によって保険料に高低がありました。

新しい制度では、高齢の方々は、皆、負担能力に応じて公平に保険料をご負担いただることになります。また、原則として、都道府県内で、同じ所得であれば同じ保険料になります。

→詳しくは、「仕組み図」と「保険料」のページ

POINT 5

後期高齢者医療広域連合という新しい運営主体が、都道府県や市区町村と連絡をとりあって、高齢の方々のサービス向上に努めます。



### 《制度加入直前に被用者保険の被扶養者であった方の保険料についての特別対策》

平成19年10月30日に与党において以下の対策がとりまとめられたところであり、政府としてもこれを実施する方針です。

本来の保険料

